

○用語の定義に関する訓令

(平成 2 年 3 月 14 日静岡県警察本部訓令第 6 号)

用語の定義に関する訓令（昭和 36 年静岡県警察本部訓令第 2 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、静岡県警察における文書事務の合理化、簡素化を図り、事務能率の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 静岡県警察本部訓令及び通達等に使用する用語の意義は、別段の定めのある場合を除き、次のとおりとする。

(1) 部署に関するもの

ア 「公安委員会」とは、静岡県公安委員会をいう。

イ 「県警察」とは、静岡県警察をいう。

ウ 「県本部」とは、静岡県警察本部をいう。

エ 「部」とは、総務部、警務部、生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部をいう。

オ 「局」とは、組織犯罪対策局をいう。

カ 「市警察部」とは、静岡市警察部及び浜松市警察部をいう。

キ 「学校」とは、静岡県警察学校をいう。

ク 「執行隊」とは、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊をいう。

ケ 「課等」とは、県本部の課、科学捜査研究所及び執行隊、市警察部の課並びにサイバー対策本部の課をいう。

コ 「庶務担当課」とは、総務課、警務課、生活安全企画課、地域課、刑事企画課、交通企画課、公安課及びサイバー企画課をいう。

サ 「署」とは、警察署をいう。

シ 「所属」とは、課等及び署並びに学校をいう。ただし、県本部を付した場合は、課等及び学校をいう。

なお、所属名称は、別表第 1 のとおり略称を用い、かつ、略称に課及び署を付して用いることができる。

ス 「東部方面」、「中部方面」及び「西部方面」とは、別表第 2 に定めるとおりとする。

セ 「刑事課」とは、刑事課並びに刑事第一課、刑事第二課及び刑事第三課をいう。

ソ 「交通課」とは、交通課並びに交通第一課及び交通第二課をいう。

タ 「駐在所」とは、警察官駐在所をいう。

チ 「交番等」とは、交番、駐在所及び警備派出所をいう。

ツ 「署所在地」とは、下田警察署松崎所在地、伊豆中央警察署署所在地、三島警察署署所在地、袋井警察署森所在地並びに天竜警察署署所在地及び水窪所在地をいう。

(2) 職等に関するもの

ア 「本部長」とは、静岡県警察本部長をいう。

イ 「部長」とは、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長及び警備部長をいう。

ウ 「市警察部長」とは、静岡市警察部長及び浜松市警察部長をいう。

エ 「校長」とは、静岡県警察学校長をいう。

オ 「局長」とは、組織犯罪対策局長をいう。

カ 「部長等」とは、部長、市警察部長、サイバー対策本部長、校長、参事官及び局長をいう。

キ 「専任参事官」とは、課長等を兼務しない参事官をいう。

ク 「執行隊長」とは、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長をいう。

ケ 「課長等」とは、県本部の課長、科学捜査研究所長及び執行隊長、市警察部の課長並びにサイバー対策本部の課長をいう。

コ 「部課長等」とは、部長等及び課長等をいう。

サ 「庶務担当課長」とは、総務課長、警務課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事企画課長、交通企画課長、公安課長及びサイバー企画課長をいう。

シ 「署長」とは、警察署長をいう。

ス 「所属長」とは、課長等及び署長並びに校長をいう。ただし、県本部を付した場合は、課長等及び校長をいう。

セ 「次席等」とは、県本部の次席、科学捜査研究所の副所長、市警察部の次席、サイバー対策本部の次席、学校の副校長及び執行隊の副隊長並びに署の副署長及び次長をいう。

ソ 「地域官等」とは、地域官、刑事官、交通官及び地域交通官をいう。

タ 「課長補佐」とは、上席課長補佐、対策官及び課長補佐をいう。

チ 「隊長補佐」とは、上席隊長補佐及び隊長補佐をいう。

ツ 「補佐等」とは、県本部の課長補佐及び主幹、科学捜査研究所の科長、市警察部の課長補佐、サイバー対策本部の課長補佐、学校の課長、執行隊の隊長補佐及び支隊長又は分駐隊長、静岡県警察自動車警ら隊の支隊長並びに静岡県警察鉄道警察隊の分駐隊長をいう。

テ 「係長」とは、指導上席係長、上席係長及び係長をいう。

ト 「職員」とは、警察職員をいう。

ナ 「警察行政職員」とは、職員のうち警察官並びに臨時的に任用されたもの及び会計年度任用職員以外の職員をいう。

ニ 「幹部」とは、巡査部長以上の警察官及び主任以上の警察行政職員をいう。

(3) 文書に関するもの

ア 「県条例」とは、静岡県条例をいう。

イ 「県規則」とは、静岡県規則をいう。

ウ 「県人委規則」とは、静岡県人事委員会規則をいう。

エ 「県人委告示」とは、静岡県人事委員会告示をいう。

オ 「県公委規則」とは、静岡県公安委員会規則をいう。

カ 「県公委規程」とは、静岡県公安委員会規程をいう。

キ 「県公委告示」とは、静岡県公安委員会告示をいう。

ク 「県公委指令」とは、静岡県公安委員会指令をいう。

ケ 「県本部告示」とは、静岡県警察本部告示をいう。

コ 「県本部訓令」とは、静岡県警察本部訓令をいう。

サ 「県本部指令」とは、静岡県警察本部指令をいう。

附 則

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月25日県本部訓令第11号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年10月29日県本部訓令第24号)抄
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成5年3月19日県本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年10月28日県本部訓令第30号)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則(平成7年12月1日県本部訓令第27号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月27日県本部訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日県本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 5 月 30 日県本部訓令第 14 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 5 月 20 日県本部訓令第 17 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 20 日県本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 4 月 22 日県本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 22 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 11 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 15 年 3 月 11 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 26 日県本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 16 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日県本部訓令第 10 号)抄

1 この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日県本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 16 日県本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 6 日県本部訓令第 12 号)

この訓令中第 1 条の規定は、平成 20 年 3 月 25 日から、第 2 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日県本部訓令第 20 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 22 日県本部訓令第 34 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。
(銃砲刀剣類所持等取締法関係事務の取扱いに関する訓令の一部改正)
- 2 銃砲刀剣類所持等取締法関係事務の取扱いに関する訓令（平成 7 年県本部訓令第 21 号）の一部を次のように改正する。
第 60 条第 2 号中「交番等」の次に「（警備派出所を除く。）」を加える。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日県本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 22 年 3 月 24 日から施行する。ただし、別表第 1 の 3 及び別表第 2 の改正規定は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 8 日県本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正中 3 の署の表の改正及び別表第 2 の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日県本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 14 日県本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 13 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 1 月 8 日県本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 12 日県本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日県本部訓令第 9 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 22 日県本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 14 日県本部訓令第 11 号)

この訓令は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(令和 5 年 8 月 22 日県本部訓令第 43 号)

この訓令は、令和 5 年 8 月 28 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 17 日県本部訓令第 7 号)

この訓令は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(令和 7 年 9 月 16 日県本部訓令第 32 号)

この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条第 1 号シ関係)

1 県本部の課等

所属名		略称
総務部	総務課	総務
	広報課	広報
	会計課	会計
	施設課	施設
	情報技術企画課	情企
	留置管理課	留管
警務部	警務課	警務
	厚生課	厚生
	教養課	教養
	監察課	監察
	警察相談課	相談
生活安全部	生活安全企画課	生企
	人身安全少年課	人少
	生活保安課	生保
地域部	地域課	地域
	通信指令課	通指
	機動警ら課	機ら
刑事部	刑事企画課	刑企
	捜査第一課	捜査一
	捜査第二課	捜査二
	捜査第三課	捜査三
	捜査支援分析課	捜分
	鑑識課	鑑識
	科学捜査研究所	科捜研

	機動捜査隊		機捜隊
	組織犯罪対策局	組織犯罪対策課	組対
		捜査第四課	捜査四
		薬物銃器国際捜査課	薬国
交通部	交通企画課		交企
	交通指導課		交指
	交通規制課		規制
	運転免許課		運免
	交通機動隊		交機隊
	高速道路交通警察隊		高速隊
警備部	公安課		公安
	警備課		警備
	緊急事態対策課		緊対
	外事課		外事
	機動隊		機動隊

2 市警察部の課等

	所属名	略称
静岡	庶務課	静岡庶務
浜松	庶務課	浜松庶務

3 サイバー対策本部の課等

所属名	略称
サイバー企画課	サ企
サイバー捜査課	サ捜

4 署

所属名	略称
下田警察署	下田
伊豆中央警察署	伊豆又は伊豆中央
三島警察署	三島
伊東警察署	伊東
熱海警察署	熱海
沼津警察署	沼津
裾野警察署	裾野
御殿場警察署	御殿場
富士警察署	富士
富士宮警察署	富士宮
清水警察署	清水
静岡中央警察署	静中又は静岡中央
静岡南警察署	静南又は静岡南

藤枝警察署	藤枝
焼津警察署	焼津
島田警察署	島田
牧之原警察署	牧之原
菊川警察署	菊川
掛川警察署	掛川
袋井警察署	袋井
磐田警察署	磐田
天竜警察署	天竜
浜北警察署	浜北
浜松東警察署	浜東又は浜松東
浜松中央警察署	浜中又は浜松中央
浜松西警察署	浜西又は浜松西
細江警察署	細江
湖西警察署	湖西

別表第2(第2条第1号ス関係)

区分	警察署
東部 方面	下田警察署 伊豆中央警察署 三島警察署 伊東警察署 熱海警察署 沼津警察署 裾野警察署 御殿場警察署 富士警察署 富士宮警察署
中部 方面	清水警察署 静岡中央警察署 静岡南警察署 藤枝警察署 焼津警察署 島田警察署 牧之原警察署
西部 方面	菊川警察署 掛川警察署 袋井警察署 磐田警察署 天竜警察署 浜北警察署 浜松東警察署 浜松中央警察署 浜松西警察署 細江警察署 湖西警察署